



会報

第22号

発行者 平成26年1月20日発行
青葉区ねここの暮らしを考える協議会
 協議会事務局 PHS:070-6488-2049・080-3497-2049 会長 古山 繁雄
 URL <http://www.neko-kyo.com>

ねここの暮らし方講演会

ねここの暮らしを楽しむ

ねここの暮らしを楽しむ

ご来場者には
 キャットフードサンプル
 をプレゼント!

会場にて大人気
 オリジナルグッズ販売
 をおこないます!

講演会終了後
 平成26年度
 第13回定期総会
 を開催します。

ねここの生活を楽しむための上手なさわり方、遊び方を、獣医師の井本史夫先生がわかりやすく、楽しくお話していただきます。芸術作品に登場する愛らしいねこたちもご紹介します!!

ねこを飼っている方、これからねこを飼う方、ねこのお世話をしている方、いろいろな方々に聴いていただきたい講演会です。

- ・平成25年度決算・事業報告
- ・平成26年度予算・事業計画
- ・一部役員交代が承認される予定です。

講師:獣医師 井本 史夫 先生

(井本動物病院 院長)

井本先生は、集合住宅における人と動物のより良い暮らし方についての取り組みや、動物行動学に基づく治療などに力を入れておられ、テレビ出演や講演会などでも活躍されています。

日時 平成26年2月15日(土) **参加費 無料**
 午後2時~(午後1時30分受付開始)

場所 青葉区役所 4階会議室



お申込は 青葉区役所生活衛生課

電話 045-978-2465~6へ

(もしくはFAX 045-978-2423 窓口:区役所3階62番)

第12回定期総会にて承認後の事務局は下記に変更となります。
 横浜市青葉区青葉台2-35-14
 さくら台動物病院

070-6488-2049(入会、退会、不妊手術の申込書の依頼)
 080-3497-2049(外ねこに関する相談、捕獲など)

電話番号は変更なし

- | | |
|------|---------------------------------|
| 会長 | : 川島 健蔵
あざみ野動物病院 院長 |
| 事務局長 | : 島田 雄平
さくら台動物病院 院長 |
| 会計理事 | : 土田 直人
こどもの国動物病院 院長 |
| 理事 | : 太田 成江
神奈川捨猫防止会 |
| 理事 | : 松浦 清次
青葉区保健活動推進委員会 会長 |
| 理事 | : 日向 千絵
ニュータウン動物愛護会 |
| 理事 | : 小林 尚子
神奈川捨猫防止会 |
| 理事 | : 山下理恵子
ねこのようちえん |
| 理事 | : 長澤 恵子
神奈川捨猫防止会 |
| 理事 | : 井上満知子
キャットメイト |
| 理事 | : 斉藤 正美
キャットメイト |
| 理事 | : 今 佳子
青葉区ねここの暮らしを考える協議会 会員 |
| 監査 | : 中島 房子
青葉区ねここの暮らしを考える協議会 会員 |
| 監査 | : 小林 佳子
青葉区ねここの暮らしを考える協議会 会員 |
| 事務局員 | : 清水香世子
キャットメイト |
| 事務局員 | : 田川 直子
青葉区ねここの暮らしを考える協議会 会員 |
| 顧問 | : 勝島 聡一郎
青葉福祉保健センター長 |
| 顧問 | : 武井 俊夫
青葉区獣医師会 会長 |
| 参与 | : 保 英樹
青葉区福祉保健センター
生活衛生課長 |

会計年度が変わります

青葉区ねことの暮らしを考える協議会発足当初から、会計年度は5月から翌年4月までの一年間（総会開催5月又は6月）として活動してきましたが、平成26年度より下記の通り変更させていただきます。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

新会計年度 1月から12月（総会開催予定2月）

現在皆様には横浜市の“猫の不妊去勢手術推進事業”と当協議会の“キャットメイトのら猫不妊去勢手術支援”の二通りの助成及び支援により活動していただいておりますが、申請実施時期（横浜市6月～、当協議会7月～）の重複を避け年間を通し、有効的に活用していただくことを目的として、会計年度を変更させていただくことにしました。

協議会のら猫不妊去勢手術支援のお知らせ

費用

オス 3,000円

メス 5,000円

ホームページでお知らせの通り、25年度は上記の費用（負担）で不妊去勢手術を青葉区の獣医師会ご協力のもと、実施しています。

平成26年度も同様の費用での実施を予定しています。

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

平成24年度収支決算

平成24年5月～平成25年4月

収入の部

科目	予算額	決算額
前年度繰越金	20,600	20,600
一般会員会費	135,000	155,000
賛助会員会費	40,000	40,000
獣医師会会費	162,000	25,000
寄付金	150,000	404,900
募金	200,000	265,411
補助金	69,750	72,250
雑収入	200,000	304,555
収入計	977,350	1,287,716

支出の部

科目	予算額	決算額
事務用品費	90,000	1,670
通信費	120,000	214,590
不妊去勢事業	400,000	173,250
適正飼育啓発事業	130,000	0
広報事業	50,000	47,042
新しい飼い主探し事業	80,000	0
会議費	30,000	0
予備費	77,350	48,275
支出計	977,350	484,827

青葉区民まつり・健康フェスティバル

平成25年11月3日

今年も晴天に恵まれ、多くの来場者で賑わいました。当日お手伝いくださった方々、販売のためのご寄付の品をくださった方々、ありがとうございました。

合計 ¥ 80,041 の売り上げとなりました。

不幸な猫をふやさない為の活動資金（不妊・去勢手術など）にあてさせていただきます。

ご寄付のお願い

会の活動は、会員の皆様の会費を基盤に運営されていますが、不幸な猫を増やさないための活動資金（避妊・去勢手術など）はまだまだ足りません。皆様の温かいご理解と更なるご支援をお待ちしています。

会報と共に会費及びご寄付の振込用紙を同封させていただきます。青葉区内の殆どの動物病院に募金箱を設置してありますので、そちらにお入れいただいても結構です。



毎月第2水曜日は キヤットメイト交流会

11:00AM
4:00PM



猫に関する日頃の
悩みなど、ざくばらんにおしゃべりしながら
楽しい時間を過ごしましょう

ご都合のつく時間帯のみのご参加でもオーケーです

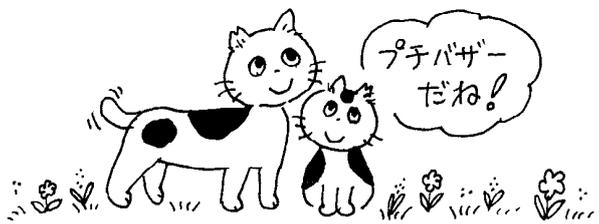


交流会での物品販売へのご協力をお願いします

ご家庭での不用品(なるべく新品)や手作り品のご寄付のご協力をお願いします。

※売上金はすべて 不幸な猫を増やさないための活動資金(不妊・去勢手術など)にあてさせていただきます。

又、ご自身がお世話している外猫の不妊・去勢手術費用への充当目的の参加も 歓迎です。



新規会員及びボランティアさん募集

随時募集しております。
私達スタッフは「不幸な猫を1匹でも減らしたい!」と日々エネルギーに活動していますがスタッフが足りません。

- ・キヤットメイト交流会や秋の催しのお手伝い
- ・印刷物の作成及び発送
- ・動物病院への猫ちゃんの搬送
- ・新しい飼い主探し などなど

できることだけで結構です。
お手伝いいただける方はご連絡ください。

おもなポイント



動物の所有者は、ボクたちの命が終わるまで適切に飼うこと（終生飼養）が明記。

動物取扱業者は販売が困難になった動物の終生飼育を確保。

都道府県は終生飼養に反する理由による引取り（動物取扱業者からの引取り、くり返しての引取り、病気を理由とした引取りなど）を拒否できるようになったんだ。



犬猫等の取扱業者は健康や安全の計画を立てて個体ごとの帳簿をつくり毎年状況を報告することが義務づけられたよ。

犬や猫は生後56日をすぎないと販売などが禁止されるんだ。赤ちゃんの時、ママや兄弟と過ごさないと咬んだり吠えたり…困った性格になることが多いからだよ。

販売が困難になった動物は終生飼養を確保することも明記。

罰則も強化されたんだ



みだりな殺傷…200万円以下
遺棄 ……100万円以下

ぜったいに傷つけたり捨てたりしちゃダメなんだ!

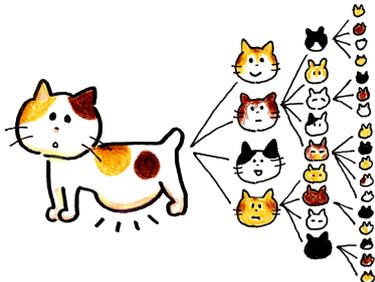
不衛生な場所で飼うことは「虐待」にあたるんだよ。

100万円以下

ほか

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

部分が改正されました。



- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努める事。屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。



- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合には、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
(猫は1回の出産で3～6頭の子猫を産み、1年に2～3回の出産が可能です。)
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼いまのいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

